

Ⅱ. 「参入の仕組みの詳細」について

1. その基本的考え、方向について

(1) 基本的考え方

「新しい参入の仕組み」は「子どもの命と安全、育ちを」保障する仕組み、制度であり、同時に若い世代に安心して「子どもを産み育てることを保障」することにより働くこと、社会の一員としての役割と責任に自信をもてる仕組みであるべきと考える。

よって、設計される制度は「**すべての子ども、利用希望者のニーズ**」に**対応可能なものであるべき**であり、そのためには「**公の関与**」＝**ナショナルミニマム・セーフティネット**としての「**法的・制度的・財政的**」**保障が明確にされる必要**がある。

(2) その目的と方向について

1) 「緊急かつ短期的」な目的

- ① 待機児童の早期解消
- ② 子どもの育ちと家庭地域における子育てと就労支援を制度化すること

2) 「中・長期的」な目的

- ① すべての子どもを対象とした保育制度の構築
- ② 深刻化する少子化の克服
- ③ 子どもたちの育ちと地域・家庭における子育てと就労支援を制度化すること

2. 具体的な仕組み・制度設計の前提として

- ① すべての子どもを対象とする保育の量的拡大が可能な仕組みを作ること。しかし、その拡大に当たっては、現在より質が向上する制度設計が前提である。
- ② 量の拡大に対応した質を担保するためには「基準」(児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」))、とくにナショナルミニマム(セーフティネット)を明確にする。
- ③ そのための「量と質」に対応するための財源の確保が不可欠である。

3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて ～(1)

(1) 「少子化対策特別部会」第1次報告の「指定制」の考えについて

- この考えは、待機児童早期解消の具体的仕組みづくりの一つとして「認可外施設」の活用を意識し、考えられたものと思われる。
- 量の拡大は、利用希望者の中で最も要望の強い認可施設等(一時保育などを含む)の充実増設を基本とする(P12 参考1:厚生労働省 H20.8調査)。この政策と制度の拡充は、利用者が安心するナショナルミニマムの持続的制度に繋がり、「**中・長期計画**」としても**重要な点**である。
- 認可外施設への「指定制」の導入と制度化については、上記の2. が前提である。《この制度は、待機児童のいない、認可外施設のない地方には**余り意味もなく**かえってそうした地方も**巻き込み**「ダブルスタンダード」(2重の基準、制度)の固定化につながる**危険がある**。》

1) 「指定制」は、下記による緊急避難政策としての対応の仕組みとして位置づける。

- ① この制度は当面「**待機児童**」がいる**地域に限定**した制度とする。
 - ② 法律ではなく「例えば「**政令**」等による5年間の限定的」なものとする。
 - ③ **認可保育所への移行期間を明記**する。
 - ④ 「指定制」が適用される認可外施設は「**認可保育所**」の**法律・政令等の規定・規則を適用(準用)**する。
- 2) 中・長期的制度(すべての子ども・少子化・就労支援等の需要の拡大への対応)との関係は、あくまで認可保育所(一時保育等の充実を含む)の増設とする。